

# 事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン

- 2002年度版 -

平成15年4月

環 境 省

# 目次

目次 .....	i
<b>序章 ガイドライン改訂の趣旨 .....</b>	<b>1</b>
1 . ガイドラインの趣旨と改訂の経緯.....	1
2 . ガイドライン改訂のポイント.....	4
<b>章 環境パフォーマンス指標の目的 .....</b>	<b>7</b>
<b>章 既存ガイドライン等との関係 .....</b>	<b>8</b>
1 . 環境報告書ガイドライン（2000年度版）との関係 .....	8
2 . 環境活動評価プログラム（エコアクション21）との関係 .....	8
3 . 環境会計ガイドライン 2002年版との関係.....	8
4 . ISO14031 との関係 .....	9
5 . ISO14001 との関係 .....	10
6 . 国際研究機関及び諸外国等における研究成果との関係.....	10
<b>章 環境パフォーマンス指標が備えるべき要件.....</b>	<b>12</b>
1 . 環境に関わる課題と適合していること .....	12
2 . 比較が容易であること.....	12
3 . 検証が可能であること.....	12
4 . 理解が容易であること.....	13
5 . 網羅的に内容を把握すること.....	13
<b>章 環境パフォーマンス指標による評価.....</b>	<b>14</b>
1 . 時系列による評価.....	14
2 . ベースラインによる評価 .....	14
<b>章 環境パフォーマンス指標の枠組み.....</b>	<b>15</b>
1 . 指標の枠組み .....	15
2 . 指標の構成 .....	16
3 . 事業活動の境界（バウンダリー） .....	19

<b>章 個別指標の要点</b> .....	<b>22</b>
1 . オペレーション指標 .....	22
1 - 1 コア指標及びそれを補完するサブ指標.....	22
( 1 ) 総エネルギー投入量 .....	23
( 2 ) 総物質投入量.....	24
( 3 ) 水資源投入量.....	26
( 4 ) 温室効果ガス排出量 .....	27
( 5 ) 化学物質排出量・移動量.....	30
( 6 ) 総製品生産量又は総製品販売量.....	31
( 7 ) 廃棄物等総排出量.....	33
( 8 ) 廃棄物最終処分量.....	33
( 9 ) 総排水量 .....	36
1 - 2 その他のサブ指標 .....	38
2 . 環境マネジメント指標 ( サブ指標 ) .....	41
( 1 ) 環境マネジメントシステム .....	41
( 2 ) 環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計 ( DfE ) 等の研究開発.....	42
( 3 ) 環境会計 .....	42
( 4 ) グリーン購入.....	43
( 5 ) 環境コミュニケーション及びパートナーシップ .....	44
( 6 ) 環境に関する規制遵守.....	45
( 7 ) 安全衛生・健康 .....	45
( 8 ) 環境に関する社会貢献.....	46
3 . 経営関連指標 ( サブ指標 ) .....	47
( 1 ) 環境効率性を表す指標.....	47
( 2 ) 異なる環境負荷指標を統合した指標.....	49
<b>終章 環境パフォーマンス指標確立に向けた今後の課題</b> .....	<b>50</b>

## 参考資料

- 1 . 環境効率性を表す指標の活用事例
- 2 . 異なる環境負荷指標を統合した指標の活用事例

## 環境省 事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会委員

(敬称略、五十音順)

座長	山本 良一	東京大学国際・産学共同研究センター長
	天野 耕二	立命館大学理工学部環境システム工学科教授
	大野 郁宏	株式会社西友 環境推進室
	川野 明子	元日本電気株式会社
	倉阪 秀史	千葉大学法経学部総合政策学科助教授
	後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
	笹之内 雅幸	トヨタ自動車株式会社 環境部渉外グループ担当部長
	奈良 恒雄	住友化学工業株式会社 レスポンシブル ケア室主席部員
	二瓶 啓	日本製紙株式会社 環境部長
	古田 清人	キヤノン株式会社 環境企画部長
	森口 祐一	独立行政法人国立環境研究所 資源管理研究室長
	森下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
	横山 宏	株式会社日立製作所 環境本部主管技師長
	吉田 陽	宝酒造株式会社 環境チームマネージャー

事務局 環境省 総合環境政策局 環境経済課

株式会社 日本総合研究所

# 序章 ガイドライン改訂の趣旨

## 1. ガイドラインの趣旨と改訂の経緯

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題に対する国民の関心の高まりは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、循環を基調とした「持続可能な社会」<sup>1</sup>への転換を加速させています。環境基本計画<sup>2</sup>では、持続可能な社会の構築に向けた事業者の役割を以下のように定めています。

「今日、通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取組が極めて重要です。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、製品やサービスのライフサイクル全体を見渡した取組を自主的積極的に進めることが必要です。・・・さらに、事業者の行動への環境配慮の織り込みをより普遍的なものにしていくため、事業者が環境管理システムなどの適切な環境管理のための仕組みを導入して環境に配慮した事業活動を行うことが期待されます。また、その成果が、環境会計、環境パフォーマンス評価、ライフサイクル・アセスメント(LCA)などを活用して適切に評価され、環境報告書や環境ラベルなどによって適切に情報開示をすることにより、消費者や投資家などの環境配慮型の行動と呼応して環境配慮型の行動が拡大、助長されていく社会的なサイクルが形成されていくことが期待されます。」

事業者が自主的積極的な環境への取組を効果的に進めていくためには、活動が環境に与える影響、環境への負荷やそれに係る対策の成果(環境パフォーマンス)等を、的確に把握し、評価していくことが不可欠です。この環境パフォーマンスの把握、評価の際に必要なものが、環境パフォーマンス指標です。環境パフォーマンス指標は、事業者が内部の評価・意思決定の際に自ら活用すること、また、事業者が環境報告書などを通して公表する際に、関連する定性的な情報とともに活用することにより、事業者の環境への取組を促進するものであり、また社会全体で環境への取組を進めるための重要な情報基盤となるものです。

環境省では「事業者<sup>3</sup>の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」(以下「ガイドライン(2000年度版)」という。)を平成13年2月に公表し、環境パフォーマンス指標の望ましいあり方や共通の枠組みを示すと共に、環境への取組上重要で、かつ、実際に事業者が活用しうると考えられる指標を提示してきました。「2000年度版」という名称が

示すように、環境パフォーマンス指標の確立に向けては、実際にガイドラインを利用する事業者等の立場から見た内容の適切さや使い易さなどに関する情報のフィードバックなどを通じて、内容の改善、見直しを図っていくことが必要です。また、環境パフォーマンスの算定に関する研究の進展や、社会の問題意識の変化などに合わせ、都度見直し、必要に応じて改訂を行う必要もあります。

こうした認識のもとに、平成13年度にはガイドラインをより有用なものにするため、21社の民間企業の参加による『「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」の試行に係る事業』を実施し、事業者の立場から見た課題の抽出を行ってきたところです。また、ガイドライン（2000年度版）の策定と前後して、平成12年には「持続可能な社会の構築」を基本理念として掲げた環境基本計画が閣議決定され、通常国会では、「循環型社会形成推進基本法」が成立したことに続き、平成13年には「特定家庭用機器再商品化法」が完全施行されるなど、いわゆるリサイクル6法<sup>1</sup>が整備され、我が国の持続可能な社会の理念やそれに向けた環境政策の体系の具体像が整い、国民や事業者の関心も高まってきているところです。

こうしたことから、事業者における環境パフォーマンス指標においても、事業者にとって一層使いやすいもので、かつ、持続可能な社会の構築に向けた環境政策や環境経営の進捗の状況に沿ったものとするために、今回の改訂を行うことにしました。

「事業者における環境パフォーマンス指標の検討会」を設置し、合計4回の会合を重ね、環境パフォーマンス指標の望ましいあり方について、精力的に検討してきました。その2002年度の検討の結果が、この「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」（以下「ガイドライン」という。）です。

本ガイドラインでは、事業者の環境への取組の促進に活用しうると考えられる環境パフォーマンス指標の枠組みを整理し、提示しています。これを参照して各事業者が一層の環境への取組を実現し、持続可能な社会の構築に貢献することが期待されます。

---

<sup>1</sup> 「循環型社会形成推進基本法」「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」をいう。

### 1 持続可能な社会とは

「将来の世代のニーズを充たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような社会」であり、環境の側面はもとより、経済的な側面、社会的な側面においても可能な限り、高い質の生活を保障する社会でなければなりません。

また、持続可能な社会は環境を構成する大気、水、土壌、生物間の相互関係により形成される諸システムとの間に健全な関係を保ち、それらのシステムに悪影響を与えないことが必要な社会です。そのためには、社会経済活動において可能な限り、再生可能な資源は、長期的再生産が可能な範囲で利用し、再生不可能な資源は、他の資源で代替不可能な用途での利用にとどめ、できるだけ再生資源で代替すること、環境負荷の排出を、環境の自浄能力の範囲にとどめること、人間活動を生態系の機能を維持できる範囲内にとどめること、不可逆的な生物多様性の減少を回避することが必要です。

### 2 環境基本計画とは

環境基本法に基づいて環境基本計画が策定されました。この計画は、「循環」「共生」「参加」及び「国際的取組」という4つの長期的目標を掲げ、これに基づく施策の展開によって、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めてきました。そのうちの、「循環」とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用促進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現することを目標としています。

### 3 本ガイドラインが対象とする事業者

本ガイドラインでいう「事業者」とは、営利活動を行っている企業（法人単位のみならず、企業グループ単位、個別工場・事業場単位又はプロジェクト単位も含む）とし、上場企業等の大規模事業者が活用すること、及び中小事業者がより簡易な方法で環境への取組を展開できる環境活動評価プログラム（エコアクション21）の中で本ガイドラインを活用することを想定しています。

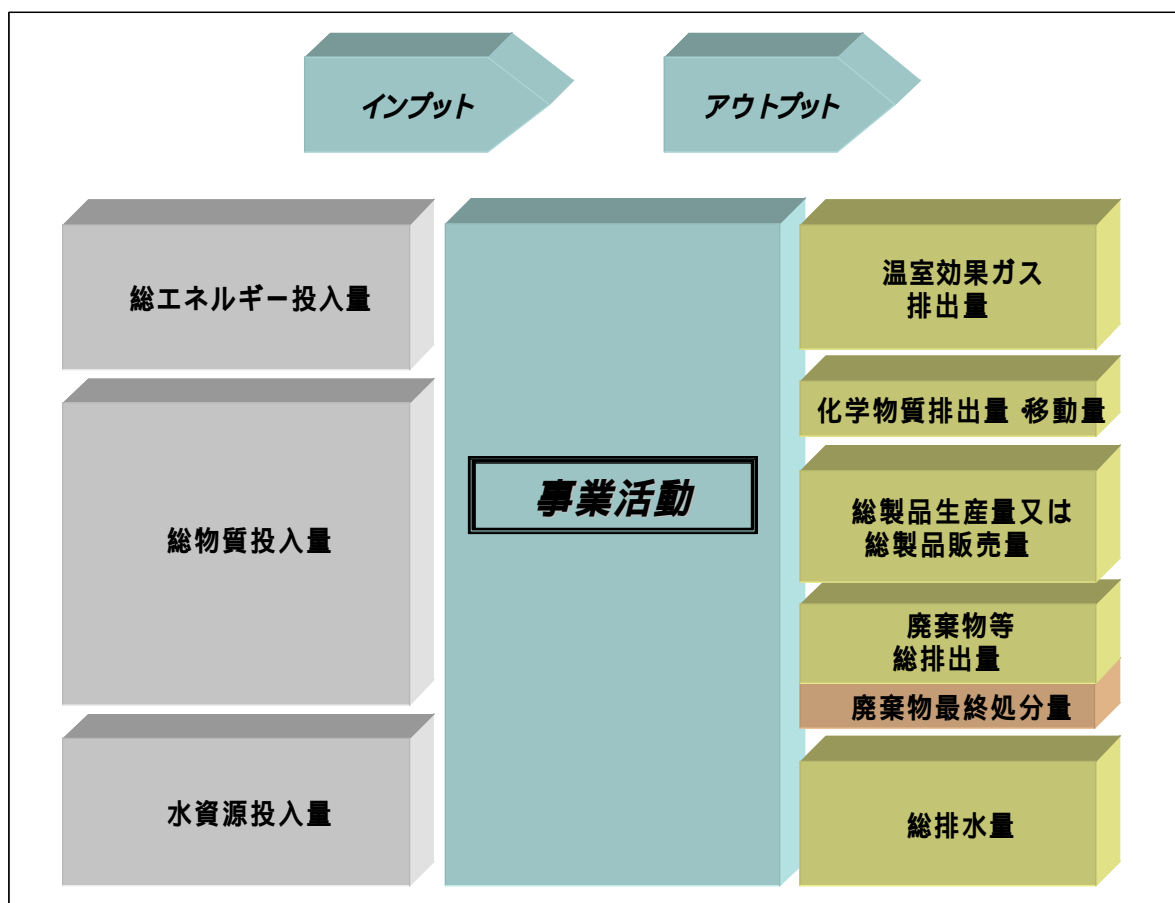
ただし、行政、学校、病院、NPO等の組織についても、それぞれの事業形態の特性に応じつつ、本ガイドラインを活用していくことが可能です。

## 2. ガイドライン改訂のポイント

### (1) コア指標の整理

ガイドライン（2000年度版）では、共通コア指標、業態別コア指標が合わせて80あり、その重要性や取組の優先順位がかならずしも明確ではありませんでした。今回の改訂では、環境基本計画に基づいて、地球温暖化対策の推進、物質循環の確保と循環型社会<sup>4</sup>の形成を念頭に置いた、「マテリアルバランス」の観点から9つのコア指標を体系的に整理し、コアセット<sup>2</sup>としました。一部の指標については、現時点では事業内容や事業規模などにより数値の算定が困難な指標や、事業内容により指標の重要度について差異があると考えられるものの、これにより、各指標の位置づけを明確にするとともに、事業者が取り組むべき指標の優先度を示しました。

図1 事業活動とコア指標との関係図



<sup>2</sup> コアセットは、マテリアルバランスの観点から、事業活動に直接的に関わる9つのコア指標をセットで把握することを基本としています。ただし、インプットとアウトプットの指標数値を足し合わせたものが、バランスするという意味を意味しているわけではありません。



#### 4 循環型社会とは

製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源が発生した場合におけるその適正な循環的な利用の促進及び循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分の確保という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(循環型社会白書平成14年度版)

### コア指標

持続可能な社会の構築に向けた事業活動と環境負荷との関係から全ての事業者において把握することが重要と考えられる指標です。

本ガイドラインでは、マテリアルバランスの観点から図1の9つの指標を「コア指標」と設定しました。コア指標は、それぞれをバラバラではなく、1つのセット(「コアセット」)として一体で把握、管理することが望まれます。ただし、コアセットは物量的な情報の把握に重点をおいた指標で構成されているため、よりの確に事業者の環境パフォーマンスを把握、管理するには、サブ指標の中から事業特性を的確に捉え、かつ、コアセットを質的に補完するサブ指標との組み合わせで管理していくことが望まれます。

コア指標には現時点では事業内容によっては把握が困難な指標もあります。総物質投入量や総製品生産量又は総製品販売量の指標については、素材産業においては比較的把握が容易で、活用もされていますが、組立・加工業、流通業などの事業者においては、把握が困難な場合もありますので、可能な部分からデータを算定していくことが肝要です。

### サブ指標

コア指標以外の指標で、事業の特性に応じた環境負荷の状況や環境への取組及びその効果を把握・管理するための指標で、事業者が必要に応じて選択するものです。サブ指標は以下の項目に分類されます。

- ・ コア指標を質的に補完する指標
- ・ 全ての事業者には適合するものではないが、環境上重要な指標
- ・ 持続可能な社会の構築に向けて今後重要になる指標
- ・ 環境マネジメント指標
- ・ 経営関連指標

その他にも、事業者が従来から使用している指標を加えることができます。また、事業者の環境負荷低減のための取組の効果を個々に評価する指標について、開発することが推奨されます。

## (2) 指標選択の幅の拡大

ガイドライン(2000年度版)では、事業者の業態を4つに区分し、業態別コア指標を設定していました。しかしながら、事業の多角化や連結経営重視の経営を実践している事業者にとって、必ずしも「業態」が環境負荷の観点からの事業特性を的確に表しているとはいえないことから、本ガイドラインでは業態による指標分類をなくしました。ほぼ全ての事業者に共通し、環境政策上も重要と考えられる指標をコア指標として集約・整理し、それ以外の指標についてはサブ指標とし、事業者の判断によるものとして、選択の幅を拡げました。